

日野市福祉人材奨学金返還支援金交付要綱

令和7年1月9日制定

(趣旨)

第1条 この要綱は、大学等の卒業に伴う若年層の社会減を抑制し、未来を担う若年層の日野市（以下「市」という。）への定住を促すとともに、市内福祉事業所等における人材確保及び定着を支援するため、大学等を卒業後に就業する者で、奨学金の返還を行うものに対して支援金を交付する日野市福祉人材奨学金返還支援事業について、日野市補助金等の交付に関する規則（令和5年規則第73号。以下「市規則」という。）で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学、大学院、短期大学、高等専門学校及び専修学校（専門課程に限る。）をいう。

(2) 奨学金 次条に規定する交付対象者が、学資に充てることを目的とし、本人の名義で借り受けた資金のうち、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）第14条第1項に規定する第一種学資貸与金又は第二種学資貸与金

イ 地方公共団体（地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体をいう。）が貸与するもの

ウ 一般財団法人あしなが育英会奨学金

エ 公益財団法人交通遺児育英会奨学金

オ その他市長が認めたもの

(3) 定住 市の住民基本台帳（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する住民基本台帳をいう。以下同じ。）に記録されており、当該住所地を生活の本拠としていることをいう。

(4) 就業 本要綱の施行日以後に締結した期間の定めのない労働契約に基づき就業し

ていることをいう。

(5) 市内福祉事業所等 老人福祉法（昭和38年法律第133号）、介護保険法（平成9年法律第123号）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定等に基づく別表に定める市内に所在する事業所又は施設、若しくは認可保育所、認定こども園、地域型保育事業所、企業主導型保育施設及び児童養護施設をいう。

(6) 基準日 認定申請の受付日の翌日以降、最初に到来する10月1日をいう。

（交付対象者の要件）

第3条 支援金の交付を受けようとする者（以下「交付対象者」という。）は、次の各号に掲げる要件の全てを満たさなければならない。

(1) 次条第1項の規定による認定申請をしようとする日（以下「認定申請日」という。）において、次のいずれにも該当すること。

ア 認定申請日において、年齢が39歳以下であり、次のいずれかに該当すること。

（ア）基準日の前日において、大学等を卒業見込みであること。

（イ）既に大学等を卒業しており、基準日の前日において、大学等を卒業した日からの経過年数が3年以内であること。

イ 大学等の在学中に奨学金の貸与を受けていること。

ウ 基準日において、市の住民基本台帳に記録され、かつ、定住を5年以上継続する意思を有すること。

エ 基準日において、市内福祉事業所等に就業し、かつ、5年以上継続する意思を有すること。

(2) 第8条第1項の規定による交付申請をしようとする日において、次のいずれにも該当すること。

ア 基準日以降継続して、市の住民基本台帳に記録されていること。

イ 基準日以降継続して、就業していること。

ウ 奨学金の返還を滞納していないこと。

エ 市の市税等を滞納していないこと。

オ 本要綱で定める支援金と同種の支援を受けていないこと。

2 前項の規定にかかわらず、交付対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、支援金は交付しない。

(1) 公務員（国家公務員法（昭和22年法律第120号）に規定する国家公務員又は地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する地方公務員をいう。）として就職している場合

(2) 日野市暴力団排除条例（平成24年日野市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者である場合

(3) 就業における事業内容が、公序良俗に反するものである場合
(交付対象者の認定)

第4条 交付対象者は、支援金の交付を受けようとするときは、あらかじめ、支援金交付対象者認定申請書（第1号様式）又は日野市電子申請サービスの利用に関する要綱（令和4年4月1日制定）第4条の日野市電子申請サービスにより、市長に申請し、交付対象者の認定を受けなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 奨学金の貸与を受けていることを証明する書類

(2) 大学等に在学していること又は大学等を卒業していることを証明する書類

(3) 誓約書（第2号様式）

(4) 既に市内福祉事業所等に就業している場合、採用年月日を証明する書類

(5) その他市長が必要と認める書類

3 第1項の申請は、基準日の属する年度の翌年度から支援金の交付を受けようとするときは、当該基準日の前日までに行わなければならない。

4 市長は、第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めるときは、交付対象者の認定を行うものとする。

5 市長は、前項の審査及び調査により、適当と認めるときは、支援金交付対象者認定通知書（第3号様式）により交付対象者に通知するものとする。

6 市長は、第4項の審査及び調査により、適当でないとき認めるときは、支援金交付対象者認定申請却下通知書（第4号様式）により申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第5条 交付認定者は、氏名、住所又は就業状況に変更があったときは、変更事項届出書（第5号様式）を速やかに市長に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 氏名、住所の変更の場合 変更後の住民票の写し
- (2) 就業状況の変更の場合 変更後の就業状況を証明する書類
(支援金の額及び交付対象期間)

第6条 1年当たりの支援金の額は、支援金の交付を申請する年度の前年度の10月1日から翌年度の9月30日までに返還した奨学金の返還金の額とし、10万円を限度とする。

2 支援金の交付の対象となる期間は、基準日の属する年度の10月1日から起算して5年間とする。

(交付申請)

第7条 交付認定者は、支援金の交付を受けようとするときは、基準日の属する年度の翌年度以後、毎年度、10月1日から同月31日までの間に、支援金交付申請書（第6号様式）若しくは日野市電子申請サービスの利用に関する要綱（令和4年4月1日制定）第4条の日野市電子申請サービスにより、市長に申請しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 在職証明書（第7号様式）
- (2) 住民票の写し
- (3) 支援金の交付申請をする日の属する年度の前年度の10月1日から起算して1年間において返還した奨学金の額を確認できる書類
- (4) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による交付申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、予算の範囲内において支援金の交付の決定を行うものとする。

4 市長は、前項の審査及び調査により、適当と認めたときは、支援金交付決定通知書（第8号様式）により交付認定者に通知するものとする。

5 市長は、第3項の審査及び調査により、適当でないとして認めたときは、支援金交付申請却下通知書（第9号様式）により交付認定者に通知するものとする。

(交付請求)

第8条 交付認定者は、前条第4項の規定による支援金の交付の決定の通知を受けたときは、当該決定を受けた日から30日以内に、市長に対し、支援金交付請求書（第10号様式）により支援金を請求しなければならない。

(認定の取消等)

第9条 市長は、交付認定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、交付対象者の認定又は支援金の交付を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により交付対象者の認定又は支援金の交付の決定を受けたとき。

(2) 第3条に規定する交付要件を欠いたとき。

(3) 前2号のほか、市規則及び他の法令に違反したとき。

2 市長は、前項の規定により交付対象者の認定又は支援金の交付を取り消したときは、認定等取消通知書（第11号様式）により、交付認定者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、既に支援金を交付しているときは、期限を定めて当該支援金の返還を命ずることができる。

4 市長は、前項の規定により支援金の返還を命ずるときは、支援金返還命令書（第12号様式）により行うものとする。

(添付書類の省略)

第10条 市長は、この要綱の規定により申請書、届出書等に添えなければならない書類により証明すべき事由を公簿等により確認することができるときは、当該書類の添付を省略させることができる。

(報告等)

第11条 市長は、交付対象者及び交付認定者に対し、必要と認める事項について、報告を求め、又は調査することができる。

(制度の見直し)

第12条 本支援金は、日野市補助金等の適正な運用に関するガイドラインに基づき、見直しを行うものとする。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定めるものとする。

付 則

- 1 この要綱は、令和7年1月14日から施行する。
- 2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定をした支援金に係る規定については、この要綱失効後も、なお効力を有する。

別表（第2条関係）

介護老人福祉施設	居宅介護事業所
介護老人保健施設	重度訪問介護事業所
介護医療院	同行援護事業所
介護療養型医療施設	行動援護事業所
訪問介護事業所	療養介護事業所
訪問入浴介護事業所（介護予防を含む。）	生活介護事業所
訪問看護事業所（介護予防を含む。）	短期入所事業所
訪問リハビリテーション事業所（介護予防を含む。）	重度障害者等包括支援事業所
通所介護事業所	自立訓練事業所（機能訓練・生活訓練）
短期入所生活介護事業所（介護予防を含む。）	就労移行支援事業所
短期入所療養介護事業所（介護予防を含む。）	就労継続支援事業所
通所リハビリテーション事業所（介護予防を含む。）	就労定着支援事業所
特定施設入居者生活介護事業所（介護予防を含む。）	自立生活援助事業所
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所	共同生活援助事業所
夜間対応型訪問介護事業所	障害者支援施設事業所
小規模多機能型居宅介護事業所（介護予防を含む。）	一般相談支援事業所
看護小規模多機能型居宅介護事業所	特定相談支援事業所
認知症対応型共同生活介護事業所（介護予防を含む。）	児童発達支援事業所
認知症対応型通所介護事業所（介護予防を含む。）	医療型児童発達支援事業所
地域密着型特定施設入居者生活介護事業所	放課後等デイサービス事業所
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業所	居宅訪問型児童発達支援事業所
地域密着型通所介護事業所	保育所等訪問支援事業所
居宅介護支援事業所	福祉型障害児入所施設
介護予防支援事業所	医療型障害児入所施設

介護予防・日常生活支援総合事業 第1号訪問事業所	障害児相談支援事業所
介護予防・日常生活支援総合事業 第1号通所事業所	移動支援事業所
地域包括支援センター	日中一時支援事業所
養護老人ホーム	訪問入浴サービス事業所
	地域活動支援センター

年 月 日

誓約書

（あて先）日野市長

申請者氏名 _____

私は、日野市福祉人材奨学金返還支援金の交付対象者の認定を受けるに当たり、下記の事項について誓約します。

誓約事項	1 認定申請の受付日の翌日以後、最初に到来する10月1日において、日野市の住民基本台帳に記録され、かつ、5年以上日野市内に定住（※1）する意思を有すること
	2 認定申請の受付日の翌日以後、最初に到来する10月1日において、要綱第2条に規定する市内福祉事業所等に就業（※2）し、かつ、5年以上継続する意思を有すること
	3 日野市暴力団排除条例（平成24年日野市条例第29号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団関係者でないこと

※1 日野市の住民基本台帳に記録されており、当該住所地を生活の本拠としていることをいう。

※2 大学等を卒業後、期間の定めのない労働契約に基づき就業していることをいう。

第3号様式（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

日野市長

日野市福祉人材奨学金返還支援金交付対象者認定通知書

年 月 日付で申請のあった標記の件について、日野市福祉人材奨学金返還支援金交付要綱第4条第5項の規定により、下記のとおり交付対象者として認定しましたので通知します。

記

1. 交付年度 年度から5年間
2. 交付対象者要件 日野市福祉人材奨学金返還支援金交付要綱第3条のとおり

第4号様式（第4条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

日野市長

日野市福祉人材奨学金返還支援金交付対象者認定申請却下通知書

年 月 日付で申請のあった標記の件について、認定しないことに決定しましたので、日野市福祉人材奨学金返還支援金交付要綱第4条第6項の規定により通知します。

記

1. 認定をしない理由

2. その他

年 月 日

日野市福祉人材奨学金返還支援金交付認定変更届出書

（あて先）日野市長

交付認定者

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

下記のとおり届け出ます。

変更事項		変更前	変更後
□ 1 氏名		(フリガナ)	(フリガナ)
□ 2 住所		〒	〒
		日野市	日野市
□ 3 就業先	名称		
	所在地	〒	〒
	連絡先		
変更年月日		年	月 日

年 月 日

日野市福祉人材奨学金返還支援金交付申請書

（あて先）日野市長

交付認定者

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

奨学金返還支援金の交付を受けたいので、日野市福祉人材奨学金返還支援金交付要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

なお、日野市が交付の審査に必要な場合は、私（交付認定者）に係る住民基本台帳及び市税等情報を調査することに同意します。

奨学金の名称	
貸与機関名	
借入金額（総額）	円
返還期間	年 月 ~ 年 月
昨年度 10 月～今年度 9 月の奨学金返還額	円
勤務事業所名	
勤務事業所所在地	
勤務を開始した日	
添付書類	<input type="checkbox"/> 在職証明書 <input type="checkbox"/> 住民票の写し <input type="checkbox"/> 前年度の 10 月 1 日から起算して 1 年間における奨学金の返還金額を確認できる書類 <input type="checkbox"/> その他（ ）

年 月 日

在職証明書

（あて先）日野市長

事業所名 _____

代表者名 _____

所在地 _____

電話番号 _____

下記の者と期間の定めのない労働契約を締結していることを証明します。

フリガナ	
氏名	
住所	〒
	日野市
生年月日	年 月 日
採用年月日	年 月 日
業種 （仕事の内容）	
勤務先事業所名	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
勤務時間	時 分 ~ 時 分

第 8 号様式（第 7 条関係）

第 年 月 日 号

様

日野市長

日野市福祉人材奨学金返還支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の件について、日野市福祉人材奨学金返還支援金交付要綱第 7 条第 4 項の規定により、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1. 交付金額 金 円
2. 交付要件 日野市福祉人材奨学金返還支援金交付要綱第 3 条のとおり

第9号様式（第7条関係）

第 年 月 日
年 月 日

様

日野市長

日野市福祉人材奨学金返還支援金交付申請却下通知書

年 月 日付けで申請のあった標記の件について、交付しないことに決定しましたので、日野市福祉人材奨学金返還支援金交付要綱第7条第5項の規定により通知します。

記

1. 交付をしない理由

年 月 日

日野市福祉人材奨学金返還支援金交付請求書

(あて先) 日野市長

請求者

住所 _____

氏名 _____

電話番号 _____

年 月 日付け 第 号にて決定通知のあった日野市福祉人材奨学金返還支援金について、日野市福祉人材奨学金返還支援金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり請求します。

記

1. 請求金額 金 円

2. 振込先

口座名義人 (カナ)			
口座名義人 (漢字)			
ゆうちょ銀行以外の 金融機関	銀行 信組 農協 信漁連	金庫 信連 漁協	本店 支店 出張所
	支店コード	口座番号	普通・当座
ゆうちょ銀行	記号	番号	
	↓店番・口座番号の記載のある方のみご記入ください。		
	店番	口座番号	

第 11 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

日野市長

日野市福祉人材奨学金返還支援金交付対象者認定等取消通知書

年 月 日付けで決定した下記の件について、取り消すことに決定しましたので、日野市福祉人材奨学金返還支援金交付要綱第 9 条第 2 項の規定により通知します。

記

1. 取り消す内容
 - 交付対象者の認定
 - 支援金の交付
2. 取消しを行う理由

第 12 号様式（第 9 条関係）

第 号
年 月 日

様

日野市長

日野市福祉人材奨学金返還支援金返還命令書

年 月 日付け 第 号による交付決定に基づき交付した支援金について、日野市福祉人材奨学金返還支援金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり返還を命じます。

記

1. 返還理由

2. 返還金額 円

3. 返還期限 年 月 日

4. 返還方法

5. 既交付金額 円